

災害時における医療・産業用ガス等の供給に関する
協定書

平成31年4月3日

鈴 鹿 市

協栄興業株式会社

災害時における医療・産業用ガス等の供給に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と協栄興業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における医療・産業用ガス等の供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う医療・産業用ガス等の供給の協力要請に関し、その手続等について定め、災害時における医療救護活動及び災害応急復旧活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請及び受諾）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）乙が調達可能な医療用ガス及び産業用ガス、並びにこれらガスの使用にあたり必要となる資機材等の供給
- （2）前号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

（協力要請の手続）

第3条 甲が第2条に規定する協力を必要とするときは、文書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、受諾した業務が終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（第2号様式）により、必要事項を報告するものとする。

（要請に伴う措置）

第4条 第2条に規定する供給物資の引き取り場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該場所に甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づき、乙が受諾した業務に要した費用の対価は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、

供給を受けた者が負担するものとし、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 乙が甲以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲からの協力要請に積極的に努めるものとする。

(情報の共有等)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年度末までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月3日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

乙 愛知県東海市南柴田町ルノ割426番地の4
協栄興業株式会社
代表取締役社長

第1号様式

年 月 日

協栄興業株式会社
代表取締役社長

様

鈴鹿市長

要請書

「災害時における医療・産業用ガス等の供給に関する協定」 第3条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1 災害の種類及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする物資の内容

| 依頼番号 | 要請期日 | 必要とする物資の内容 | 数量 | 物資の引渡場所 | 運搬方法 | 備考 |
|------|------|------------|----|---------|------|----|
| | | | | | | |

問い合わせ先

〇〇課（災害対策本部 〇〇班）

電話

FAX

担当

第2号様式

年 月 日

鈴鹿市長 様

協栄興業株式会社
代表取締役社長

報告書

「災害時における医療・産業用ガス等の供給に関する協定」 第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

供給した物資の内容

| 依頼番号 | 供給開始日 | 供給した物資の内容 | 数量 | 物資の引渡場所及び引取人 | 運搬方法 | 備考 |
|------|-------|-----------|----|--------------|------|----|
| | | | | | | |

問い合わせ先

電話
担当

FAX